

仙台市医療用ウィッグ購入費助成事業とは…

がん罹患した方に対し、治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がんの治療に伴う脱毛に対応する目的で購入した全頭用ウィッグの費用の一部を助成するものです。

医療用ウィッグって…?

がん治療による脱毛などでお悩みの方が、一時的に着用するウィッグのことです。がん罹患した方の外見(アピランス)へのお悩みに対し精神的なケアや生活の質を高める役割があります。

購入費助成の対象となる方

(以下の1～7のすべてにあてはまる方)

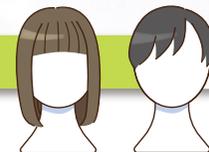
- 1 申請日時点で仙台市内に住民票がある方
※お亡くなりになられた方は対象とはなりません
- 2 がんと診断され、現在治療中または過去に治療を受けたことのある方
- 3 がん治療に伴う脱毛により、治療と就労や社会参加等の両立に支障が出るまたは出るおそれがある方
- 4 過去に仙台市及び他の自治体の医療用ウィッグの購入費助成を受けていない方
- 5 世帯の市民税のうち所得割課税年額が304,200円未満である方
- 6 市税の滞納がない方
- 7 暴力団等と関係を有していない方

助成金額

購入費用(ウィッグ本体価格+消費税)の1/2の額(上限20,000円)

※1人1回1台に限ります

対象となるウィッグの種類



令和6年4月1日～令和7年3月31日に購入した**全頭用のウィッグ**(フルウィッグ)に限ります。部分用のウィッグや毛髪付帽子タイプは除きます。「医療用」の名称で販売されているウィッグに限りません。申請には「全頭用のウィッグ(またはフルウィッグ)・単価・購入台数」が明記された領収書が必要です。インターネット等の通信販売での購入をお考えの方はご連絡ください。

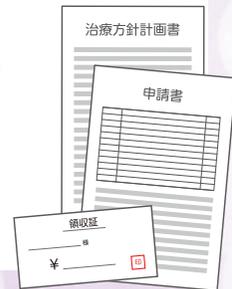
申請に必要な書類など

必ずお住まいの区役所・総合支所に連絡し、詳しい説明を受けてからご準備ください。

- 1 ウィッグ購入にかかる領収書の写し
(全頭用のウィッグ(またはフルウィッグ)・単価・購入台数が明記されたもの)
- 2 がん治療による脱毛を証明する書類(がんの病名と治療方針が明記されているもの)・化学療法に関する説明書の写し・治療方針計画書の写しなど
(がん治療を現に受けていること、又は受けたこと及びがん治療に伴い脱毛したことを証明する書類に限ります。申請者の状況により提出書類が異なりますので、説明を受ける際にご確認ください。)
- 3 仙台市がん患者医療用ウィッグ購入費助成金交付申請書 等
(申請書は区役所・総合支所窓口で配布するほか、仙台市ホームページからダウンロードできます)
- 4 振込先通帳の写し
- 5 印鑑(スタンプ式は不可)
- 6 令和6年1月1日現在、仙台市に住民票がない場合は、前居住地の課税または非課税証明書

申請の流れ

- STEP1** 申請の前にお住まいの区役所・総合支所に連絡し、申請に必要な書類等について詳しい説明を受けてください。
(連絡先は裏面参照)
- STEP2** 申請に必要な書類を準備し、お住まいの区役所・総合支所へ提出してください。
(郵送でも受け付けます)
- STEP3** 申請書類を受理後、仙台市で資格審査の上、助成金を交付します。



申請期間

令和6年6月3日～令和7年3月31日(必着)